

◆歯科医院における厚生労働大臣が定める揭示事項です。

1. 当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です

2. 明細書発行体制等加算について

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しています。
なお、明細書が必要のない場合はお申し出ください。

3. 歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

4. 保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。
自己負担が発生します。

5. オンライン資格確認による医療情報の取得

当院ではオンライン資格確認システムを導入しており、マイナンバーカードが健康保険証として利用できます。
患者様の薬剤情報等の診療情報を取得・活用して、質の高い医療提供に努めています。マイナ保険証のご利用にご協力ください。

※詳しくはこちら➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001241680.pdf>

◆当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。

◆医療DX推進のための体制整備

当院では、オンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。（オンライン請求を行っており、電子処方箋・電子カルテ共有サービスの導入も検討しております）

◆歯科外来診療における院内感染の防止対策

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

◆歯科外来診療医療の安全対策

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。
当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。
緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

川口市立医療センター

☎ 048-287-2525

◆歯科外来診療感染対策

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

◆口腔粘膜処置

再発性アフタ性口内炎に対してレーザー照射による治療を行っています。

◆う蝕歯無痛的高洞形成加算

無痛のレーザー機器を用いて、充填のためのう蝕の除去及び高洞形成を行っています。

◆歯科技工士連携加算 1、2

患者様の補綴物製作に際して、歯科技工士（所）と連携体制を確保しています。
また、必要に応じて情報通信機器を用いた連携も実施いたします。

◆光学印象

歯科補綴治療に係る専門の知識及び3年以上の経験を有する歯科医師が在籍し、光学印象に必要な機器を有しております。

◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っています。

◆歯科外来・在宅ベースアップ評価料(I)

◆在宅療養支援歯科診療所1

訪問診療に際し、歯科医療面から支援できる体制等を確保し、以下の連携医療機関や支援事業者や病院歯科と連携しています。

連携先医療機関

川口市立医療センター

☎ 048-287-2525

◆**当院では、介護保険を適用しております。**

◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。(以下、参照下さい)

重要事項説明書 兼利用申込書（居宅療養管理指導）

居宅療養管理指導サービスの開始にあたり、当事業所が説明すべき重要事項は以下の通りです。

1. 事業所の概要

事業所名称	さかいばし歯科医院
代表者氏名	院長 渡辺裕介
事業所所在地及び連絡先	川口市安行領根岸 3321-1 WARMMANSTION II 1F TEL 048-286-6480
事業所番号	1130204867
本事業所の職員体制	歯科医師（常勤2名）スタッフ（常勤3名・非常勤3名）
営業時間	平日 9:00～20:00 土日 9:00～17:00
営業しない日	水曜日・祝日

2. 事業の目的と運営方針

目的…要介護者または要支援状態にあり、歯科医学的な管理が必要と認められた方に、当事業所が適正な居宅療養管理指導を提供することを目的とします。

運営方針…①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

②医療、福祉サービスを提供する機関はもとより、緊急時対応を円滑に行うため、近隣医療機関及び専門医療機関との密接な連携に努めます。

3. サービスの内容

歯科医師または歯科衛生士が訪問し、利用者に対して行う計画的・継続的な歯科医学的管理を基に、必要な情報提供を介護担当者および医療担当者へ行います。

また、利用者もしくはその家族に対し、必要に応じて指導及び助言を行います。

サービスの提供にあたっては懇切丁寧を心がけ、わかりやすく説明いたします。

4. 利用料（介護保険） 在宅の場合は居宅療養管理指導料が介護保険の適用となります。

(1) 歯科医師による居宅療養管理指導：

① 単一建物居住者1人に対して行う場合（1回につき）：517単位（月2回まで）

② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合（1回につき）：487単位

(2) 歯科衛生士等による居宅療養管理指導料：

① 単一建物居住者1人に対して行う場合（1回につき）362単位（月4回まで）

② 単一建物2人以上9人以居住者下に対して行う場合（1回につき）：326単位

(3)交通費：利用者の実費負担となることがあります。（駐車場代等）

サービス内容に関する相談窓口 連絡先 さかいばし歯科医院 TEL048-286-6480

事故発生時の対応

サービス提供中に事故等の発生時は、利用者に対する応急処置、医療機関への輸送等の措置を講じます。

以上、当事業所は居宅療養管理指導サービスの提供にあたり、重要事項説明義務に基づきサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

【事業所名称】 さかいばし歯科医院

【代表者氏名】 院長 渡辺裕介

重要事項説明書に基づく説明を受け、居宅療養管理指導サービスの提供に同意して利用申し込みいたします。

令和 年 月 日 【利用者・代理人 住所】

該当者に○【利用者・代理人 氏名】